6　予熱時間

工事設計書に予熱時間が必要である旨が記載されている場合は、記載された予熱時間経過後、各試験項目を測定する。

7　測定器の精度と較正

測定用スペクトル分析器はデジタルストレージ型とする。ただし、ＦＦＴ方式を用いるものであっても、検波モード、分解能帯域幅（ガウスフィルタ）及びビデオ帯域幅等各試験項目の「測定器の条件」の設定ができるものは使用することができる。

8　その他

本試験方法は、次の機能や動作条件が設定できるものに適用する。

⑴　必要とされる試験機器の試験用動作モード

ア　強制送信制御（連続送信状態）

イ　強制受信制御（連続受信状態）

⑵　本試験方法は内蔵又は付加装置により試験周波数に設定する機能を有する機器に適用する。

⑶　試験機器に備える試験用端子

ア　アンテナ端子

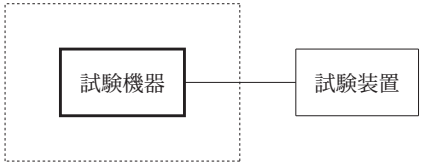
イ　動作モード制御端子

⑷　その他

試験機器の擬似負荷は、特性インピーダンス50Ωとする。ただし、試験機器が75Ωの特性インピーダンスの場合は、インピーダンス変換器を用いる。

二　温湿度試験

1　測定系統図



温湿度試験槽（恒温槽）

2　試験機器の状態

⑴　3⑴ア、⑵ア又は⑶アの温湿度状態に設定して、試験機器を温湿度試験槽内で放置している場合は、試験機器を非動作状態とする。

⑵　3⑴イ、⑵イ又は⑶イの放置時間経過後、試験機器の動作確認を行う場合は、試験機器を試験周波数に設定して通常の使用状態で送信する。

3　測定操作手順

⑴　低温試験

ア　温湿度試験槽内に設置し、この状態で温湿度試験槽内の温度を低温（０℃、－10℃又は－20℃のうち試験機器の仕様の範囲内で最低のもの）かつ常湿に設定する。

イ　この状態で１時間放置する。

ウ　イの時間経過後、温湿度試験槽内で一の項２⑵の電源電圧を加えて試験機器を動作させる。

エ　三の項に準じ、試験装置を用いて試験機器の周波数を測定する。

⑵　高温試験

ア　温湿度試験槽内に設置し、この状態で温湿度試験槽内の温度を高温（40℃、50℃又は60℃のうち試験機器の仕様の範囲内で最高のもの）かつ常湿に設定する。

イ　この状態で１時間放置する。

ウ　イの時間経過後、温湿度試験槽内で一の項２⑵の電源電圧を加えて試験機器を動作させる。

エ　三の項に準じ、試験装置を用いて試験機器の周波数を測定する。

⑶　湿度試験

ア　温湿度試験槽内に設置し、この状態で温湿度試験槽内の温度を35℃に、相対湿度95％又は試験機器の仕様の最高湿度に設定する。

イ　この状態で４時間放置する。

ウ　イの時間経過後、温湿度試験槽の設定を常温常湿の状態に戻し、結露していないことを確認した後、一の項２⑵の電源電圧を加えて試験機器を動作させる。

エ　三の項に準じ、試験装置を用いて試験機器の周波数を測定する。

4　その他

⑴　使用環境の温湿度範囲について、温度又は湿度のいずれか一方が常温又は常湿の範囲より狭く、かつ、他方が常温又は常湿の範囲より広い場合であって、その旨が工事設計書に記載されている場合には、狭い方の条件を保った状態で広い方の条件の試験を行う。

⑵　常温、常湿の範囲を超える場合であっても、３⑴から⑶までで示す温度又は湿度に該当しない場合は、温湿度試験を省略することができる。

⑶　本試験は、入出力の信号で周波数が変化しない以下の方式には適用しない。

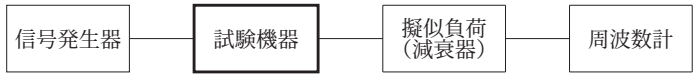
ア　ＲＦ信号を増幅器等のみで中継し周波数変換をしない方式を用いる無線設備

イ　ＲＦ信号をＩＦ信号に変換し帯域制限等を行った後、再度ＲＦ信号に戻す方式で、共通の局部発振器を使用し同一周波数に戻す方式を用いる無線設備

ウ　中継する信号をデジタル信号処理を行う場合であっても、これらの信号処理において入力周波数に対し出力の周波数が変動しない方式を用いる無線設備

三　周波数の偏差

1　測定系統図



2　測定器の条件

⑴　周波数計としては、周波数カウンタ又は理想的信号と受信信号との相関値から計算により周波数を求める装置（以下この表において「波形解析器」という。）を使用する。

⑵　周波数計の測定確度は、設備規則に規定する許容値の１／10以下とする。

⑶　信号発生器を試験周波数に設定し、無変調の連続波として、規定の入力レベルを試験機器に加える。

3　試験機器の状態

試験周波数を連続受信及び送信できる状態にする。

4　測定操作手順

⑴　試験機器の周波数を測定する。

⑵　入力と出力の割当周波数を変換する試験機器の場合は、全ての入出力周波数の組合せのうち、入力周波数の上限、中間及び下限の３波に対して、それぞれ出力周波数の上限、中間及び下限において測定する。

⑶　複数の空中線端子を有する場合は、それぞれの空中線端子において測定する。

5　試験結果の記載方法

⑴　測定値をMHz単位で記載するとともに、測定値の割当周波数に対する偏差をkHz単位で＋又は－の符号を付けて記載する。

⑵　単一周波数ネットワーク（以下この表において「ＳＦＮ」という。）の場合は、測定値の割当周波数に対する偏差をHz単位で＋又は－の符号をつけて記載する。

⑶　入力と出力の割当周波数を変換する機能を有する試験機器の場合は、全ての入出力周波数の組合せを記載するとともに、設備規則に規定する規定値に対して最も近い値を、kHz単位で＋又は－の符号を付けて記載する。